

けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通協議会 第4回会議議事録

■日時・場所

- 令和7年2月14日（金） 午後2時30分～午後3時30分
- 精華町役場 庁舎6階 審議会室

■内 容

1. 開会

- 事務局より出席委員の紹介
- 波床会長より挨拶
 - ・ お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今回4回目ということで、事務局が作成した計画最終案を皆様に確認していただくことが本日の主な内容となる。議事進行のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 議事

（1）第1号報告

- 事務局より、第1号報告「パブリックコメントの結果について」説明した。
（資料1に基づき、けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画（仮称）（中間案）パブリックコメントの結果について説明）
 - ・ 令和6年12月24日～令和7年1月30日までパブリックコメントを実施し、8名の方から27件の意見が寄せられた。
 - ・ 今回のパブリックコメントでの意見については、基本的に計画（中間案）内に位置付けられた内容と一致しており、新たに計画を修正する必要がある項目はなかったため、パブリックコメントを踏まえた計画の修正は行っていない。

（京都府 建設交通部 交通政策課 笹井委員）

パブリックコメントの結果（資料1）の周知方法をお聞きしたい。またコメントをお送りいただいた方ご本人への回答は検討しているのか。

（事務局）

公表時期について、第4回協議会にて承認いただいたのち、2月17日にホームページにて公開する予定としている。また意見をいただいた方への個別の回答は行わない旨を周知しているため、資料1をホームページに公開することで代えさせていただく。

（２）第１号議案

○事務局より、第１号議案「計画（最終案）について」説明した。

（資料２に基づき、けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画（中間案）後の主な修正内容について説明）

（資料３に基づき、けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画（最終案）について説明）

- ・ 最終案では第３回協議会以降、表現の統一、説明の補足を目的とした修正のみを行っている。計画の基本方針、具体的な施策の方向性に変更はない。
- ・ 表紙について、本計画がけいはんな学研都市建設以来の課題となっている公共交通整備の遅れに着目し、都市の発展段階に応じた整備促進、時代潮流への対応を目指して策定した計画であるという背景を踏まえ、シンプルかつ訴求力のあるデザインとした。

（資料４に基づき、けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画（最終案）概要版について説明）

- ・ 将来イメージ図について、イラストが表している事柄をよりわかりやすくするため、イラストに説明文を追加し、最終案とした。

○質疑応答

（波床会長より、住民代表 中室委員のコメントを紹介）

- ・ 京阪奈新線が延伸し、新駅ができた後のまちづくりに関する意見、将来的に出来上がったまちの活用方法に関する意見があった。

（京都府 建設交通部 交通政策課 笹井委員）

計画を作って終わりではなく、実効性のあるものにするためには各種取り組みを続けていく必要がある。事務局内で今後の具体的な運用等が決まっていればご教示いただきたい。

（事務局）

本計画の計画期間は１０年間と設定しているが、「計画達成に向けた具体的な施策」に掲げた各施策は計画（最終案）p. 72～p. 90 に示したスケジュールに基づいて進める方針としている。また毎年度１回開催予定としている地域公共交通会議で各項目の進捗確認・評価をいただき、その評価等を踏まえて次年度以降の取り組みに活かしていく方針である。さらに本計画ではアウトカム指標、アウトプット指標（計画（最終案）p. 68～69）を掲げている。毎年度の評価はアウトプット指標を、計画策定から５年後または１０年後時点での評価はアウトカム指標を用いることとしている。このような仕組みを用いて、定期的な計画達成状況の評価・検証、場合によっては見直しを予定している。

(京都運輸支局 日高委員)

計画がようやくここまで来たことに改めて敬意を表する。以前から事務局と検討を重ねた上で適宜修正を行っているので計画について変更を求めるつもりはない。公共交通計画は、策定がゴールではなく、計画内容を着実に進めていくことが求められるので、関係者一同の協力等を得ながら利用促進等取り組みを進めていただきたい。また計画の事業評価について、来年度以降協議会等での取り組み内容の報告などがあると思うが、加えて国への事業評価の提出が毎年必要になる。こちらの対応を改めてお願いしたい。

(京阪バス株式会社 檀委員)

計画（最終案）p. 69 のアウトプット指標について、取り組みの実施主体は精華町なのか、それとも京都府と3市町（京田辺市、木津川市、精華町）なのか。

(事務局)

具体的施策は計画（最終案）p. 72～p. 90 に示した実施主体により進めていくこととしている。

(関西文化学術学研都市推進機構 河合委員)

これまでけいはんな学研都市は道路整備を中心とした都市づくりを進めてきた一方、公共交通については大きな議論がなされてこなかった。そのような中で、これだけ多くのステークホルダーにお集まりいただき、これからのけいはんな学研都市の公共交通の青写真ができたことは大きな進歩だと思う。けいはんな学研都市は建設から38年を迎え、各地で様々な実証実験が進められている。公共交通は人を運ぶだけでなく、まちの活性化、防災、福祉等様々な観点から重要な要素だと考えている。けいはんな学研都市内の新たな技術を公共交通に活かしていく取り組みを全域で進めていきたいと考えており、本計画がその基礎となるとよい。ただ皆さんがご指摘の通り、計画は実現化してこそ意味があるものなので、国をはじめとする各種施策に本計画内容を盛り込むなど、実現に向けた努力をしていきたい。本計画ができたことは大きな一歩である。

(近畿運輸局 大塚委員)

計画（最終案）p. 60 以降の「地域公共交通の課題」の中で、解決すべき主な課題の1つ目として「広域的な公共交通アクセスの改善」を挙げているが、解決すべき主な課題の2つ目として掲げられている「クラスター間の交流促進」も同じくらい大切だと考えている。他地域の協議会等に参加すると、一つの地域だけで公共交通は完結しないので、またがった路線やデマンド交通に手が出しにくいという話をよく聞く。本地域は複数自治体が協議会に参加し、計画を策定しているので、行政界を超える路線に対するニーズに今後も重点的に意識を置いてご対応いただきたい。

(大阪産業大学 波床会長)

「クラスター間の交流促進」については具体的な記載があまりなされていないが、今後の交流について事務局より意気込み等をお聞かせいただきたい。

(事務局)

計画策定にあたって住民アンケート、立地企業へのアンケート、開発事業者、交通事業者へのヒアリングを行う中で様々課題が出てきており、その中の一つが「クラスター間の交流促進」であった。これまで国や京都府の計画内でもクラスター間の交流を促進すべきという記載があったものの、民間事業者任せにしており主体的に進めてこなかったという現状がある。本計画では、これらの背景を踏まえて「クラスター間の交流促進」を改めて課題として位置づけた。実情として現時点での具体的な提案を持ち合わせていない。ただ本協議会は各機関の方に参画いただいているので、委員の方からどのような取り組みができるか意見を聞きながら、できるところから進めていきたい。近畿運輸局様についてもご支援いただける部分についてはご協力いただきたい。

○第1号議案は原案の通り承認された。なお、表記ゆれ、誤記が見つかった場合、協議会での議論の趣旨を踏まえていることを前提として、波床会長と事務局内で修正を行うことで了承を得た。

(3) 第2号報告

○事務局より、第2号報告「住民向け啓発イベントについて」説明した。

(資料5に基づき、けいはんな乗り物フェア基本計画(案)について説明)

- ・ けいはんな乗り物フェアを令和7年3月15日(土)に開催する。
- ・ 開催目的は、公共交通整備に向けた利用促進、公共交通ファンの支持獲得、公共交通従事を志望する人材獲得の3つである。

○質疑応答

(意見なし)

4. 閉会

(岩橋副町長より挨拶)

本来であれば呼びかけ人代表の精華町長杉浦よりご挨拶申し上げるべきであるが、広域連合の議会に出席しているため、代理でご挨拶申し上げます。

これまで何度も申し上げていることであるが、厳しい社会情勢の中で本協議会にご参画いただいていること、基礎調査等へご協力いただいたことにお礼申し上げます。ようやく計画策定の区切りを迎えることができた。

本計画の策定を通じて再認識したことの1つ目として、けいはんな学研都市（京都府域）建設当初から公共交通整備の重要性が認識されていたにもかかわらず、道路整備と比較すると行政の負担は極めて不十分であり、交通事業者任せにしていた結果、公共交通は進展してこなかったということがある。学研都市建設において公共交通整備が最大の残課題であるという認識を国交省にも共有し、令和7年度以降の次期ステージプラン策定時には公共交通整備の扱いを大幅に改めていただけるよう引き続き計画調整に努めていきたい。

2つ目として、本計画で具体的施策の取り組み主体を明記したことは大きな意味があったということがある。学研都市建設における大きな計画に国が定める基本方針と府県が定める建設計画があるが、どちらも実施主体を明記していない（本計画（最終案）p. 26、p. 29、p. 30他参照）。一方、本計画では京都府、3市町（京田辺市、木津川市、精華町）で協議を重ね、事業実施主体を記載した（p. 75～p. 90）。これは、学研都市の建設計画で実施主体を曖昧にしていたことで皆が公共交通整備を他人事化していたという認識があるためである。これからは公共交通整備を自分事として取り組むということを確認できたという観点で、実施主体を明記したことは意味があったと考えている。

最後になるが、委員の皆様のご健勝と益々のご活躍をお祈りし、引き続きご指導、ご鞭撻を賜るようお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○本計画は令和7年3月に国へ正式に提出し、同年4月より施行される。

○次回協議会は令和7年度下半期を予定。具体的な日時については別途調整する。

以上